

## 日英の児童保護の比較研究

ーバーナードホームと岡山孤児院の実践史の比較を通じてー

○ 福岡県立大学 細井 勇 (1437)

〔キーワード〕 バーナードホーム、岡山孤児院、児童保護

## 1. 研究目的

本研究の目的は、バーナードホームと岡山孤児院のそれぞれの事業展開の比較を通じて、日英の施設保護ないし児童福祉の展開を比較し、そこから引き出される知見を明らかにすることである。

## 2. 研究の視点および方法

それぞれの事業の展開過程を両国の児童福祉政策の展開過程との関係で比較検討することは、両国の児童保護ないし児童福祉の特徴を浮かび上がらせることになる。共時的な国際比較の観点に歴史的な分析検討を織り交ぜるなら、より総合的で全体的な理解が可能となると考える。研究方法は、先行研究や関係文献を踏まえつつ、両団体のアーカイブに所蔵された記録、報告書を調査し、比較検討することである。

## 3. 倫理的配慮

プライバシーに配慮し、施設利用者の個人情報には言及しない。

## 4. 研究結果

## 1) 両事業の生成の契機と実践の形態の共通性、その社会背景

ジョージ・ミュラーによるブリストル孤児院（1836年）、ドクター・バーナードによるバーナードホーム（1870年）、そして石井十次による岡山孤児院（1889年）は、すべて福音主義者による児童救済実践として開始されたものであった。バーナードホームと岡山孤児院には救済実践の方法において以下の点に共通性があった。無定員主義、里親委託、小舎制、児童の農村や海外への移民である。しかし、以下の点で大きな相違があった。岡山孤児院は近代日本で最大規模の困窮児童救済を行ったが、最大時でも1200人であり、石井十次が事業を担った1887年から1914年まで間に保護した児童数は合計で2,000人程度であった。それに対し、バーナードホームは1866年から1905年までに保護した児童数は50,000人を超え、その35%が海外移民している。無定員主義は、経営上の合理化を要請させることになった。岡山孤児院の場合、それは石井の郷里日向茶臼原への農業的な入植であった。しかしバーナードホームの場合には、事業規模が遙かに大きく、経営の合理化策は、カナダ、オーストラリア等への大規模な海外移民として実行された。かつそれは、当時の英国政府としての児童の海外移民政策に呼応するものであった。

## 2) 第二次世界大戦前における両事業と関係法令との関係

両実践の法令との関係は対照的であった。バーナードの困窮児童保護は子を金銭の道具として扱おうとする実親との直接の対決を意味し、それは数回の監護権を巡る裁判に発展した。当時親の親権が絶対であったため裁判では敗北するが、問題の顕在化は世論を動かし、結果1891年バーナード法と呼ばれる児童監護法が制定され、放任など親権を濫用する親からの児童保護が正当化されることになった。

岡山孤児院の場合、入所においては戸籍謄本の提出と市町村長の推薦状を要件とした。岡山孤児院の半ば行政手続き的な児童保護の結果、監護権をめぐる軋轢が裁判として顕在化することはなく、親の親権を絶対とする民法上の親権規定（1898年成立）が問われるこ

ともなかった。

石井の事業を引き継いだ大原孫三郎であったが、1926年「集合教育には弊害がある」と発表し、岡山孤児院の解散を宣言した。親の困窮による児童保護よりも、困窮する親への金銭援助が、やむを得ない親子分離においては里親委託が優先されるべきと考えた。またそのような方向で当時児童扶助法案が検討されていた。その成立への期待の中での解散宣言であった。しかし児童扶助法は成立せず、むしろ一般救護を目的とした救護法が1929年成立する。それは民間施設に対して、公的な助成を通じて公的な管理体制下に置くことを意味した。民間慈善団体による里親委託は否定され、施設保護が法制度的に定着していくことになった。

### 3) 1960年以降におけるバーナードホームの劇的变化

自治体による家族支援サービスやSWが発展するとバーナードホーム等の民間団体はそれとの連携を深めていくことになった。1960年代からバーナードホームは劇的な事業改革を実行していった。1969年から1980年かけ、ヴィレッジホームを含め、90の施設を廃止していった。特別のニーズを持つ子どもへの施設のみを残すことになった。施設保護に変えて、里親委託と養子縁組を拡大した。乳幼児へのデイケアセンターを開設し、特別の困難を抱える障害児や学習障害児へのニーズに対応するサービスを展開拡大していった。

バーナードホームは、施設（ホーム）の廃止に伴い、1966年名称をドクター・バーナード・ホームからドクター・バーナードズへ変えた。さらに1988年バーナードズと名称変更した。ニーズはもはやイースト・エンドに集中しなくなっていた。そこで本部をイースト・エンド、ステップニーからパーキングサイドへ移転し、活動の拠点を各自自治体のソーシャルワークと協働すべく、イースト・エンドから英国全土へ広げていった。

### 4) 戦後における岡山孤児院事業の再生とその後

戦後、石井の後継者は石井記念友愛社友愛園として茶臼原孤児院事業を再建した。それは、バーナード方式の再開を意味しなかった。里親委託、海外移民は採用されなかった（英国では1967年まで継続、その後厳しい批判を受けることになる）。小舎制は維持されなかった。児童福祉法体制下の養護施設としての再開であったので、石井十次が実行できたような民間団体としての独自の事業展開、例えば里親委託事業を行う余地はなかった。

## 5. 考察

以上、バーナードホームとその事業の形態にモデルを見出した石井十次による岡山孤児院事業の展開過程を比較検討してきた。共通の契機、共通の理念と方法、社会背景から出発した両事業であったが、第二次大戦後は、英日両国の児童福祉政策の展開は大きく異なり、それとの関係で両事業の展開は大きく異なっていた。1960年代以降、バーナードホームは劇的な変化を遂げ、ホーム（施設）を廃止するに至った。しかし、日本では、戦後の児童福祉政策を通じて施設保護が普及定着してきた。一度は解散された岡山孤児院であったが、戦後石井記念友愛社友愛園として再建された。しかし、バーナードの実践形態であった小舎制や里親委託は継承されなかった。

しかし、今日本の児童保護ないし児童福祉はグローバル化の中で大きく揺れている。政府は、これまでの施設保護中心の児童福祉政策の見直しを宣言するに至った。また石井記念友愛社も事業の小規模化の地域分散の方向を宣言するに至っている。1960年代以降のバーナードズの果敢な変革への挑戦の経緯は、日本の児童保護ないし児童福祉に大きな示唆を与えることになると考える。